

必ずお読みください

お申込みいただく前に、下記留学プログラムご留意事項 旅行条件、および各コースごとの掲載内容を必ずお読みください。

パッケージプラン・手配留学・いつでも出発(共通)留学プログラム留意事項

限られた期間の中でより大きな成果と快適な留学生活を送るために、プログラム内容を充分に理解するとともに、下記ご留意事項をご熟読いただくようお願いいたします。

1. 留学について

- (1)の留学プログラムは(株)日本アジア文化センター(大阪市北区堂島2-17以下「弊社」といいます)が留学手続きの取扱いをします。
- (2)留学プログラムの性格上、現地滞在中の研修の日程、行事の決定及び変更、滞在地域での運営方法などについては受入れ大学の責任のもとに行われますので、その指示決定に従っていただきます。
- (3)弊社は国際交流と相互理解の場から年齢、資格、本約条事項の趣旨に合致しないと判断した場合、申込みをお断りすることがあります。弊社はプログラム参加者(以下「参加者」といいます)のオリエントエーションを担当し、また弊社は受入れ大学の契約条事項の履行に必要と認められた場合、参加者の立場に立って、その責任を受入れ大学と共有するよう努めます。
- (4)このプログラムへの参加者はプログラムの趣旨、目的を十分理解したうえで参加するものとします。

2. 目的および趣旨

このプログラムは、現地の語学教育機関で、自分のレベルにあつたクラスで授業を受け、短期間で語学力の向上を目指すとともに、学校のスタッフ、また同じ目的で学んでいる他の人とのコミュニケーションを通して、より実践的な語学力の向上を目指すプログラムです。また、語学力の向上だけでなく、異文化人との感覚を身につけることも大きな目的です。どちらの目的も、たまたま参加するだけの受身の気持ちでは成果は期待できません。自ら積極的に何かを掴み取る姿勢と行動力が必須条件となります。また、慣れない海外での生活では様々な困難に直面することもあります。自らの力で困難を克服することが大きな自信につながり、新たな自分を再発見する研修になるとして、国際人としての常識を持ち、大学での授業や滞在先ではルールを守り、節度ある態度で、実りある留学を創り上げてください。

3. 滞在先について

- (1)滞在先には、留学生寮(大学寮)・ゲストハウス・ホームステイ(下宿)・ホテル・レジデンスなどがあります。それぞれの入居時間(チェックアウト)や喫煙などについての規則がありますので、到着時の説明を良く聞いて、規則は必ず守ってください。
- (2)留学に利用するゲストハウス、留学生寮(大学寮)・ホームステイ(下宿)・ホテルは、いわゆる観光施設との宿泊施設と異なり、また、お湯や電力の供給、インターネットなどの通信事情が異なる場合があります。
- (3)また宿泊施設のプログラムでの対応は原則現地公用語のみとなります。

4. 受入れ大学、滞在先による契約の解除

参加者が著しくプログラムの趣旨に反し、プログラムの円滑な運営を妨げると判断される場合は、受入れ大学、滞在先が契約を解除することがあります。また、受入れ国の生活様式、風俗習慣、法律、法令、受入れ大学の学則、制度を守らない場合も滞在先をお断りすることがあります。いずれの場合も滞在先、授業料などの払い戻しはいたしません。

5. その他

プログラム参加中の参加者への連絡は当プログラムに参加中の参加者に対する個人的な連絡はやむを得ない場合を除いて取り次ぎません。また、やむを得ない場合であっても、連絡は特別緊急な場合を除き、直接参加者本人には連絡いたしません。

6. 海外危険情報について

渡航先(国又は地域)によっては、外務省より危険情報などの安全関係の海外渡航関連情報が出されている場合があります。お申込みの際に販売先でご確認ください。海外渡航関連情報は、外務省海外安全相談センター(音声サービス)などもご確認ください。(TEL:03-5501-8162 URL: https://www.anzen.mofa.go.jp/)

ご旅行条件書(パッケージプラン・いつでも出発) (募集型企画旅行)

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の4に定める契約書の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、(株)日本アジア文化センター(大阪市北区堂島2-17 観光庁長官登録旅行業第1751号)が企画・実施する旅行であり、旅行に参加されるお客様は(株)日本アジア文化センター(以下「弊社」といいます)と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することとなります。
- (2)弊社はお客様が弊社の定める旅行日程に従って選定・宿泊機関などの提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを受け付けます。
- (3)旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます。)*及び、弊社旅行業務取扱マニュアル(以下「旅行業務取扱マニュアル」といいます。)*により、*但し、海外発着の場合は、当社旅行業務取扱マニュアル(以下「旅行業務取扱マニュアル」といいます。)*により、*とします。

3. 旅行のお申込みと契約の成立時期

- (1)弊社又は弊社の受託営業所(以下「弊社」といいます。)*にて弊社所定の旅行申込み書に所定の事項を記入の上、パンフレットに記載した申込金(50,000円)を添えてお申込みいただけます。申込み金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として振り込まれます。また、旅行契約は、弊社が契約の締結を申込み金受領したときに成立するものといたします。
- (2)弊社は電話、郵便、ファクシミリ、インターネット及びその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点で契約は成立しており、弊社が予約の承諾の旨を通知する翌日から起算して3日以内に申込み書の提出と申込み金の支払いを完了していただきます。この期間内に申込み書の提出と申込み金の支払いがなされない場合、弊社は申込み金もかたのみを取り戻します。
- (3)旅行契約は、電話による申込みの場合、本項(2)により申込み金を弊社が受領したときに、また、郵便又は、ファクシミリ、インターネットでお申込みの場合は、申込み金の支払い後、弊社がお客様との旅行契約を締結する通知を出したときに、成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込みの場合であっても、通信契約によって契約を成立させたときは、第2項(3)の定めにより契約が成立します。
- (4)弊社は、団体グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- (5)契約責任者は、弊社が定める日までに、構成者の各名簿を弊社に提出しなければなりません。
- (6)契約責任者は、契約責任者が構成者に対して負い、又は将来負うことが予測される債務は義務については、何の責任を負うものではありません。
- (7)弊社には、契約責任者が団体グループと同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が委任した構成者を契約責任者とみなします。
- (8)お申込みの段階で、満期、満期その他の事由で旅行契約の締結が成立していない場合は、弊社は、お客様の承諾を得て、お客様に期間を延長して、お待ちいただくお客様(以下、「この状態」として登録し、予約可能となる方、手配努力をいたします。)*の場合でも弊社は申込み金を戻しません。*この場合、お客様がウェブサイトの申込み登録に同意し、予約可能となる方、手配努力をいたします。*この場合でも弊社は申込み金を戻しません。*この場合、お客様の登録は予約完了を保證するものではありません。*ただし、「弊社が予約可能となった旨の通知を受ける前にお客様よりウェブサイトの登録の解除のお申し出があった場合又はお待ち頂ける期限が経過して結果として予約がなかった場合は、弊社は当該申込み金を全額払い戻します。*
- (9)本項(8)の場合ウェブサイトの申込み登録は、コースの予約は、弊社が、予約可能となった旨の通知を行ったときに成立するものとします。

4. お申込み条件

- (1)20才未満の方は親権者の同意書が必要です。60才以上の方は、所定の「健康アンケート」の提出をお願いします。旅行の安全かつ円滑な実施のためコースにより参加をお断りさせていただくか、同行者の同行など条件とさせていただきます。また、ご参加の場合に、コースの一部について内容を変更させていただく場合があります。コースによって異なります。詳しくは各コースの参加資格を参照して下さい。
- (2)特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が弊社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3)慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨の旅行のお申込み時にお申し出下さい。弊社は可能かつ合理的な範囲内に対応いたします。この場合、お客様からお申し出に基づき、弊社がお客様のために講じた特別措置に要する費用はお客様の負担としていただきます。なおこの場合、医師の診断書提出を要する場合があります。また、現地事情や関係機関の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、地事情や同行者の同行などを条件とさせていただきます。コースの一部について内容を変更させていただきます。またご負担が少ない他の旅行をお断りする場合があります。あるいはご参加をお断りさせていただきます。
- (4)弊社は、本項(1)(2)(3)の場合で、弊社よりお客様に連絡が必要な場合は、(1)(2)はお申込みの直前、(3)はお申し出の日、原則として1週間以内にご連絡いたします。
- (5)お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断に基づき加療を必要とする状態になったと弊社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるために必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
- (6)お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件がお客様にあります。
- (7)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は別行動の場面で悪事を働かせるおそれがある弊社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (8)その他弊社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

(1)弊社は、旅行契約成立後遅くともお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び弊社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書などにより構成されます。

(2)本項(1)の契約書面を補充する書面として、弊社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表(本項(1)の旅行開始日の前日までに)をお渡しします。原則として旅行開始日の前日(前日)から起算して3日前にお渡しするよう努めますが、年末年始やゴールデンウィークなどの特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の前日にお渡しすることがあります。この場合も旅行開始日の前日までに)お渡しします。ただし、お申込みが旅行開始日の前日より起算して3日を超えて30日前にお渡しの場合、旅行開始日当日にお渡しすることとなります。

6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日より起算して21日以前に前日までに)お支払いいただきます。旅行開始日の前日より起算して21日以前に前日までに)お支払いいただく場合は、旅行開始日の前日の弊社が指定する期日までに)お支払いいただきます。また、弊社とお客様が第24項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の追加代金として(表示したものを)含みます。*及び第15項に規定する旅行代金(申込み)第10項に規定されている追加料金及び第14項記載の交換手数料をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾を要しません。

7. 旅行代金について

「旅行代金」は、第3項の「お申込み金」、第5項(1)の①の「取消料」、第15項(1)の②の「追加料金」、及び第25項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集型企画旅行における「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金として表示した金額」に「追加代金として表示した金額」を「旅行代金として表示した金額」とします。

8. 旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道など運送機関の運賃・料金(この運賃・料金には、運送機関の課す附加運賃・料金(乗客の旅行の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件に限り適用される)に一律に課せられるもの)に「税金」を含みます。また、等級の選択ができるコースと特定の等級を利用するコースとを併用し、パンフレットに明示します。
- (2)旅行日程に含まれる「送迎」などの料金(空港・駅・埠頭と宿泊場所/旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます。)
- (3)旅行日程に明示した観光料(バス料金・ガイド料金・入場料)
- (4)旅行日程に明示した留学生寮(大学寮)、ゲストハウス、ホテル、ホームステイ(下宿)、レジデンスの宿泊の料金及び「サービス料金(パンフレットなどに特別記載のない)限りの部屋に2人ずつの宿泊を基準として)
- (5)旅行日程に明示した食料の料金及び「飲料・サービス料金
- (6)航空機による手荷物の運賃料金(国際線観光旅行)
- (7)航空機による手荷物の運賃料金(航空機で運搬される場合はお1人様20kg以内が原則となっておりますが、ご利用等級や方面によって異なりますので詳しくは係員に尋ねてください)
- (8)現地の手荷物の運賃料金(一部含まれないコースがあります。)*但し、一部の空港・駅・埠頭で「ポーターがない」などの理由により、お客様ご自身に運搬していただく場合があります。
- (9)旅行日程に明示した語学研修費用(詳しくは各コースの記載内容を参照して下さい)

9. 旅行代金に含まれないもの

- (1)前項(1)から(8)のほかに旅行代金に含まれません。その一部以下に例示いたします。
- (1)超過手荷物料金(特定の運賃・客室・階級を超過する分について)
- (2)グループ旅行代金、電報電話料、ホテルのボーイ・メイドなどに対する小付けその他の追加料金(当旅行の性質や諸費用及びそれに伴うサービスと料)
- (3)飲食料手配保証金(旅行前代金・査読料・予約接種料金・渡航手続代行料金)
- (4)ご希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の料金
- (5)日本国内及び海外の追加運賃(例:機内食料・チャーター)
- (6)日本国内及び海外の空港施設使用料
- (7)日本国内における自費の空港送迎バスと集合・解散地点までの交通費及び旅行開始日の前日、旅行終了日当日の宿泊費
- (8)旅行日程中の空港税など(日本国内旅行を含む)(ただし、空港税などを含んでいると弊社がパンフレットに明示したものを除きます。)
- (9)教材費
- (10)滞在先ポイント

10. 追加代金と割引代金

- (1)第7項で「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示したものを除きます。)
- ①お1人部屋を使用した場合の追加代金
- ②パンフレットと弊社が「フレッドアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのものの追加代金
- ③パンフレットと弊社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金
- ④パンフレットと弊社が「C-Fクラス追加代金」と称する航空機座席のクラス変更による追加代金
- ⑤国内線特別代金プラン
- ⑥その他「旅行代金」に「xxxx追加代金」と称するもの(インターネット・チェックイン・追加代金)
- ⑦航空機指定希望をお受けするパンフレットなどに記載した場合は追加代金など
- (2)第7項で「割引代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ、割引後の旅行代金を算定したものを除きます。)
- ①パンフレットと弊社が「トリプル割引」を称し、1つの部屋に3人以上が宿泊する条件に設定した1人あたりの割引代金
- ②その他「パンフレット」にて「○○○割引代金」と称するもの。

11. 渡航手続、旅券・査読について

- (1)ご旅行に要する旅券・査読・予約接種証明書などの渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、弊社は、所定の料金をお申し出し、別途契約として渡航手続の一部代行を行います。この場合、弊社はお客様自身に起因する事由により旅券・査読などの取得できなくてもその責任を負いません。
- (2)渡航先の国又は地域によっては、旅券の有効期限を別途必要とする場合や査読を必要とする場合があります。各コースの紹介ページ又は別途お渡しする書面記載の内容をご確認ください。

12. 旅行契約内容の変更

弊社は旅行契約締結後であっても、天災地災、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などの

旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の弊社の関与し得ない事由が発生した場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様あらかじめご遠慮に当該事由が弊社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することとなります。ただし、緊急な場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

13. 旅行代金の額の変更

- (1)利用する運送機関の運賃・料金等が著しく経済情勢の変化などにより通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂後旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日より起算して3日を超えて15日以内にお客様に通知いたします。
- (2)弊社が本項(1)の定める通常運賃・料金の大幅な減額がなされたときは、本項(1)の定めとは別に、その減額分だけ旅行代金を減額します。
- (3)旅行内容が変更され、その結果として費用が減少したときは、弊社はその変更差額として旅行代金を減額します。
- (4)第12項(1)に旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該旅行内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、送料その他既に支払った、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。)*が増加したときは、サービスの提供が受けられないにもかかわらず送還・宿泊機関などの庶務・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、弊社は変更差額だけ旅行代金を変更します。
- (5)弊社は、運送・宿泊機関などの利用人に弊社に旅行代金を異なる旨をパンフレットなどに記載した契約書の成立後に旅行の責に帰すべき事由により当該利用人が変更になったときは、契約書面に記載した金額に旅行代金を変更します。

14. コースの変更・お客様の交替

語学研修プログラムの特性上、コースの変更は当初お申込みのコースを取消して新たなコースをお申込みもご説明します。従って、当初お申込みのコースの旅行出発日の前日より起算して30日(特定日は40日目)にあたる日以降にお客様の都合によるコース変更(出発日の変更を含む)は、当初お申込みのコースの取消とみなし、所定の取消料をお受けします。また、語学研修プログラムの特性上お客様交替はできません。

15. 旅行契約の解除・払い戻し

- (1)旅行開始前
 - お客様の解除権
 - お客様は、パンフレットに記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、お申込みの営業時間内にお受けします。
 - 特定日(4/27~5/6、7/20~8/31、12/20~1/7)に旅行を開始する旅行
 - 特定日以外に旅行を開始する旅行
 - 本邦出発日より帰国した、航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券同一の取引条件による航空券を利用する募集型企画旅行契約であつて、航空券において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称並びに航空券取消条件および航空券取消料等の金額を明示した

契約解除の日	特定日に旅行を開始する旅行	特定日以外に旅行を開始する旅行
旅行契約締結後に解除開始日	航空券取消料等の金額	
旅行開始日の前日より起算して30日(特定日は40日目)にあたる日以降	旅行代金の100%または航空券取消料等の金額のうち高い方	航空券取消料等の金額のうち高い方
旅行開始日の前日より起算して30日(特定日は40日目)にあたる日以降	旅行代金の20%又は航空券取消料等の金額のうち高い方	航空券取消料等の金額のうち高い方
旅行開始日の前々日以降	旅行代金の50%又は航空券取消料等の金額のうち高い方	航空券取消料等の金額のうち高い方
旅行開始日又は無連絡不参加	旅行代金の100%又は航空券取消料等の金額のうち高い方	航空券取消料等の金額のうち高い方

備者
 当該航空券に関して、当社が航空会社に対して支払うべき航空券取消料等が生じたときは旅行契約解除の航空券取消料等の額は無料として取り扱います。お客様は次の項目に該当する場合は取消料なく旅行契約を解除することができます。

- 旅行契約内容が変更されたとき、ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限ります。
- 第13項(1)に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。
- 天災地災、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などの旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の弊社の関与し得ない事由が発生した場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となつておそれが極めて大きいとき。
- 弊社がお客様に対し、第5項(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
- 弊社の責任に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
- ウチの旅行代金(1)の①の「旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)としての取消料を申し払い戻しいたします。取消料が申込み金でしかないときは、その差額をお受けいたします。また本項(1)の①により、旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)全額払い戻しいたします。
- 旅行代金に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出された場合は、弊社は原則として旅行を実施を取りやめます。但し、十分な安全措置を講じることが可能な場合は旅行を実施いたします。その場合(弊社が旅行を実施する場合)、お客様が旅行をお取消しになられたときは、所定の取消料も必要となります。

おお客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関などの行程中の一部の変更については、ご旅行全体の取消とみなし、所定の取消料を取扱います。お客様ご自身による「各団体」の取消、上記及びその他渡航手続上の事由に基づき取消となる場合も、所定の取消料を取扱います。

